



信州安全・安心な宿魅力向上事業の 支援内容をお知らせします

宿泊事業者が行う感染防止対策や新たな観光需要に対する取組を支援する「信州安全・安心な宿魅力向上事業」の対象経費や支援額の上限等、支援内容が固まりましたので、お知らせします。

1 支援対象者

県内の宿泊事業者

（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）

2 支援対象経費

- (1) 宿泊事業者が感染拡大予防ガイドライン等に対応するために行う感染拡大防止対策に必要な経費（例：マスク、手指消毒液、アクリル板 ほか）
- (2) 新たな観光需要に対応するための取組に係る経費（例：ワーケーション設備の整備、非接触システムの導入 ほか）

※詳細は、別添「対象経費リスト」を参照してください。

※いずれも【令和2年5月14日以降に取り組んだもの】が支援対象となります。

3 支援の上限額

- ・ 客室数に応じて支援対象経費の上限額が設定されており、その3分の2以内の金額を支援します。
- ・ 施設の規模に応じた支援額の上限は別添概要資料のとおりです。

4 申請に係る手続きや様式について

- ・ 当該事業は、(一社)長野県観光機構を補助事業者として実施します。
- ・ 手続きの詳細は補助事業者の設置する事務局（民間事業者へ委託）開設後にお示しします。
- ・ 申請には契約書・請求書・領収書が必要となりますので、申請いただくまで保管をお願いします。

5 添付資料

- ・ 事業の概要資料【別紙1】
- ・ 対象経費リスト【別紙2】

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県観光部山岳高原観光課企画経理係

(課長) 田中 達也

(担当) 若林 憲彦 保科 宗継

蓬田 豊 (よもぎだ・ゆたか)

電話 026-235-7247 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 3524

F A X 026-235-7257

E-mail mt-tourism@pref.nagano.lg.jp